

# 報 酬 規 程

公益社団法人日本ボクシング連盟(以下 日本連盟という)は、日本連盟の役員報酬に関し、次の通り報酬規程を制定する。

第 1 条 日本連盟の役員に報酬及び退職金を支給しないものとする。

第 2 条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

付 則

1 この規程は平成25年4月1日から施行する。

2 この規程は令和2年11月21日から施行する。